

育児時短勤務手当金に関するQ&A

Q1 手当金はどれくらいもらえるのか。

A1 最大で、時短勤務によって減収となった給与報酬の10%を支給します。詳細な計算式は「育児時短勤務手当金について」をご覧ください。

Q2 対象となる勤務形態はどのようなものがあるのか。

A2 主に、育児短時間勤務と育児部分休業の2つが対象となります。

Q3 来月分の当該手当金を事前に申請することはできるか。

A3 当該手当金は事前申請することはできません。育児時短勤務によって減収となった給与報酬をもとに手当金の額を算出するため、いくら減額になったかが確定してから申請を行ってください。

Q4 育児部分休業をシステム処理している場合、当該システム申請をまだ行っていないが、手当金申請は可能か。

A4 システム申請及び承認が済み、かつ、当該申請にかかる給与報酬の減額処理が完了してから申請をしてください。

Q5 子が1歳6月までは、部分休業ではなく育児休暇（有給）を朝夕1時間利用し勤務を行っている。この場合、当該手当金の対象となるのか。

A5 対象となるのはQ&A2の勤務を行った場合となります。そのため、育児休暇等の有給休暇のみでは申請の対象となりません。

Q6 過去時短勤務を行っていたが、遡って申請することはできるか。

A6 当該手当金は、令和7年4月1日以降に時短勤務を行っている（3月31日以前から引続き時短勤務を行っている場合も含む。）者に対して支給することができる制度です。

Q7 育児部分休業者の給与報酬の減額が2か月後に行われたが、そのまま申請してよいか。

A7 育児部分休業の場合、原則、翌月に給与報酬の減額が行われます。そのため、翌月に減額処理がされない場合、当該月の申請にあたっては「給与報酬支給額証明書（給付様式第10-10-5号）」により証明の上、請求書と一緒にご提出ください。

Q8 育児短時間勤務者の給与報酬の減額が翌月に行われたが、そのまま申請してよいか。

A8 育児短時間勤務の場合、原則、当月に給与報酬の減額が行われます。そのため、当月に減額処理がされない場合、当該月の申請にあたっては「給与報酬支給額証明書（給付様式第10-10-5号）」により証明の上、請求書と一緒にご提出ください。

Q9 育児部分休業の場合、給与報酬減額処理は翌月に行われることから、申請にあたっては、翌月の給与報酬を元に資料等を作成するのか。また手当金の算出は翌月の給与報酬を元に算定されるのか。

A9 減額処理は翌月であっても、申請や手当金の算出は当月の給与報酬を元に行います。

Q10 複数月まとめて申請することは可能か。

A10 請求対象月の給与報酬支給額が同額であり、時短勤務後の週の時間数が同じであれば、複数月分を育児時短勤務手当金請求書1枚にまとめて記載することも可能です。